

## 国民年金に関するお知らせ

### ◇老齢年金をもらうときのQ&A

老齢基礎年金(国民年金)は、10年以上の受給資格期間がある方が65歳から受給できます。老齢厚生年金(厚生年金保険)は、老齢基礎年金の受給資格期間があり、厚生年金保険の被保険者期間がある方が65歳から受給できます。また、厚生年金の被保険者期間が1年以上ある場合は、65歳になるまで特別支給の老齢厚生年金が受給できます(生年月日に応じて受給開始年齢は異なります)。

※誕生日がS36.4.1以前の男性、S41.4.1以前の女性が対象)

#### Q1. 対象年齢になれば自動的に年金はもらえますか。

A. 年金は自動的に始まるものではありません。老齢年金を受け取るためには、請求手続きが必要です。

#### Q2. 年金の請求手続きはいつでもできますか。

A. 受給開始年齢になる誕生日の3か月前に、日本年金機構から請求書が届きます。誕生日の前日以降に手続きができます。

#### Q3. 手続きはどのようにすればよいですか。

A. 請求書に必要事項を記入し、添付書類を合わせて、①郵送②鹿屋年金事務所もしくは、町役場の窓口へ提出③マイナポータルで電子申請(一定の条件を満たす方。対象者にはリーフレット同封)の方法があります。

#### Q4. 請求書を出した後どれくらいで受け取れますか。

A. 請求書を提出してから約1～2か月後に「年金証書」が届きます。年金証書が届いてから1～2か月後に受け取りが開始されます。偶数月の15日振込(土日祝の場合は直前の平日に前倒し)

#### Q5. 請求書を出すのを忘れていました。

A. 請求書を出すのが遅れても、年金は、受給権が発生した月の翌月分にさかのぼって受け取ることができます。ただし、年金を請求せずに5年を過ぎると、5年を過ぎた分の年金については時効により受け取れなくなりますのでご注意ください。

#### Q6. 繰上げ、繰下げ請求ができると聞きました。

A. 老齢基礎年金と老齢厚生年金は、60歳以降、本来の受給開始年齢になる前月まで繰り上げて請求ができます(繰上げ1か月につき0.4%年金額が減額)。また、65歳のときに請求せず、66歳以降(75歳上限)に繰り下げて請求することもできます(繰下げ1か月につき0.7%年金額が増額)。繰上げ請求の場合は、老齢基礎年金と老齢厚生年金を同時に請求が必要ですが、繰下げ請求は一方だけでも請求できます。手続きする場合は、繰上げ・繰下げ請求書等を鹿屋年金事務所に提出してください。

※特別支給の老齢厚生年金は繰下げはできません。

詳しくは、「日本年金機構」ホームページをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp>